吸収分割に関する会社法上の事後開示書類

2020年2月1日

株式会社トーホー

株式会社トーホーキャッシュアンドキャリー

2020年2月1日

各位

株式会社トーホー
代表取締役社長　古賀　裕之

株式会社トーホーキャッシュアンドキャリー
代表取締役社長　田代　光司

吸収分割に関する事後開示書類

株式会社トーホー（以下、「分割会社」という。）および株式会社トーホーキャッシュアンドキャリー（以下、「承継会社」という。）は、2019年11月26日付吸収分割契約（以下、「本件分割契約」という。）に基づき、2020年2月1日を効力発生日として、分割会社がそのトーホーせんどば船橋店で営む事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）を行いました。

本件分割に関する会社法第791条第1項第1号および会社法施行規則第189条ならびに会社法第801条第3項第2号に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

１．吸収分割が効力を生じた日

2020年2月1日

２．分割会社に関する事項

（１）　会社法第784条の2の規定による手続きの経過

本件分割は、会社法第784条第2項の要件を満たすため、会社法第784条の2の規定による請求権は発生いたしません。

（２）　会社法第785条、787条および789条の規定による手続きの経過

①反対株主の買取請求について（会社法第785条）

本件分割は、会社法第785条第1項第2号に定める場合に該当するため、会社法第785条に定める手続きはしておりません。

②新株予約権買取請求について（会社法第787条）

分割会社において、会社法第787条第1項2号に該当する新株予約権はありません。従って、同条に定める新株予約権者に通知、公告は行っておりません。

③債権者の異議について（会社法第789条）

本件分割契約に基づく債務の承継方法は重畳的債務引受であるため、分割会社に対して異議を述べることのできる債権者は存在しませんので、分割会社は、会社法第789条第2項に定める手続きは実施しておりません。

３．承継会社に関する事項

（１） 会社法第 796 条の 2 の規定による手続きの経過

承継会社は分割会社の完全子会社であり、分割会社は会社法第 796 条の 2 の規定による請求を行っておりません。

（２） 会社法第 797 条および 799 条の規定による手続きの経過

①反対株主の買取請求について（会社法第 797 条）

分割会社は承継会社の特別支配会社に該当するため、承継会社において会社法第 797 条第 3 項の規定による手続きは行っておりません。

②債権者の異議について（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項に基づき、2019 年 12 月 16 日付の官報および電子公告により債権者に対して本件分割に対する異議申述の公告を行いましが、申述期限までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

４．本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本件分割の効力発生日をもって、本件分割に基づき、分割会社の本件事業に関する資産、負債、契約上の地位およびその他権利義務を分割契約書に従い、分割会社から承継いたしました。なお、承継会社が、分割会社から承継した資産および負債の概算額はそれぞれ以下のとおりです。

承継資産の額：597 百万円

承継負債の額：221 百万円

５．本件分割に関する変更の登記をした日

2020 年２月１日

６．その他吸収分割に関する重要な事項

（１） 本件分割に際して交付する株式およびその他割当てに関する事項

承継会社は、分割契約書第 3 条のとおり、承継会社が保有する自己株式 1,500 株を分割会社に交付いたしました。

（２） 承継会社の資本金および準備金に関する事項

本件分割の結果、承継会社の資本金および準備金に変動はありません。

以上